

令和 6 年 度

定期 監 査 結 果 報 告 書

坂の上の雲まちづくり部

環 境 部

松 山 市 監 査 委 員

松 監 第 12 号
令和 6 年 7 月 19 日

様

松山市監査委員 大 宿 有 三

同 森 岡 研 二

同 白 石 勇 二

同 山 本 智 紀

定期監査結果報告の提出について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査を
松山市監査基準に準拠し実施したので、同条第 9 項の規定により、監
査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

定 期 監 査 結 果 報 告	1
坂の上の雲 まちづくり部 ま ち づ く り 推 進 課	3
〃 坂の上の雲ミュージアム	4
〃 文 化 ・ こ と ば 課	4
〃 スポーツイングシティ推進課	5
環 境 部 環 境 モ デ ル 都 市 推 進 課	7
〃 環 境 指 導 課	8
〃 廃 棄 物 対 策 課	8
〃 清 掃 課	9
〃 清 掃 施 設 課	10

定期監査結果報告

1 監査の対象及び期間

令和5年度歳入歳出予算の執行及び関連ある事項を次の課等について、下記のとおり対象期間及び監査期間をもって実施した。

監 査 対 象	対 象 期 間	監 査 期 間
ま ち づ く り 推 進 課	令和5年 4月 1日から 令和6年 2月 29日まで	令和6年 4月 10日から 令和6年 6月 5日まで
坂 の 上 の 雲 ミ ュ ー ジ ア ム	〃	〃
文 化 ・ こ と ば 課	〃	〃
ス ポ ー テ ィ ン グ シ テ ィ 推 進 課	〃	〃
環 境 モ デ ル 都 市 推 進 課	〃	〃
環 境 指 導 課	〃	〃
廃 棄 物 対 策 課	〃	〃
清 掃 課	〃	〃
清 掃 施 設 課	〃	〃

2 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに意を用いた。

主な着眼点は以下のとおりである。

(1) 収入事務

- ・ 調定は根拠となる法令等に適合しているか。
- ・ 調定額の算定は適正か。また、調定漏れはないか。
- ・ 許認可又は契約締結による収入事務は適正に行われているか。
- ・ 現金取扱、訪問徴収は適正に行われているか。
- ・ 私人の徴収委託は適正に行われているか。
- ・ 債権管理は適正に行われているか。

(2) 支出事務

- ・ 金額の算定等、支出事務は適正に行われているか。
- ・ 補助金の支出は適正に行われているか。

(3) 契約事務

- ・ 業者選定等、契約事務は適正に行われているか。
- ・ 契約書、仕様書等に基づき適正に履行されているか。

(4) 財産管理

- ・ 備品及び郵券等の現物は台帳と一致し、適正に管理されているか。

(5) 課特有の事務

- ・ 薬品等は適正に管理されているか。

3 監査の実施内容

各課等に対し関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、前回の指摘事項等が適正に処理されているかについて留意し、必要に応じて現地調査を実施した。

また関連ある事項については対象期間外にわたるものも監査した。

4 監査の結果

1 から 3 まで記載のとおり監査した限り、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることについて、次に記載する指摘・要望事項を除き、適正と認められた。

なお、文中で特に説明のない数値は、令和 6 年 2 月 29 日現在のものであり、金額は表示単位未満を四捨五入したものである。

まちづくり推進課

1 収入事務について

(1) 離島振興使用料

離島振興使用料は、興居島体験滞在型交流施設（ハイムインゼルごごしま）使用料等であり 3,226 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

(2) 市民活動推進費寄附金

市民活動推進費寄附金は、個人及び法人から松山市市民活動推進基金への寄付金であり 2,490 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

(3) コミュニティ寄附金

コミュニティ寄附金は、北条コミュニティ集会所営繕工事に伴う地元寄付金であり 692 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

(4) 企画費雑入

企画費雑入は、坂の上の雲マップ（ダイジェスト版）広告掲載料等であり 10 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

(5) 離島振興費雑入

離島振興費雑入は、姫ヶ浜荘電気・水道代等であり 2,517 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

2 移住定住促進事業の支出事務について

移住定住促進事業は、移住候補地として本市の認知度を高め、移住検討者に移住地として選ばれる都市を目指すほか、本市に住み続ける人やUターンする人の増加を目的とする事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

移住定住促進事業の執行額は、34,241 千円となっている。これらのうち普通旅費 16 件 1,799 千円、広告料 2 件 1,299 千円、委託料 3 件 24,218 千円、負担金 5 件 513 千円、補助金 5 件 367 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

3 郵券等の管理状況について

郵券等の管理状況について受払簿と在庫数等を調査したところ、適正に管理されていた。

坂の上の雲ミュージアム

1 収入事務について

(1) 観光資源開発使用料

観光資源開発使用料は、会議室使用料等であり 359 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

(2) 観光資源開発手数料

観光資源開発手数料は、ミュージアムの観覧料であり 18,418 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

(3) 観光資源開発費雑入

観光資源開発費雑入は、物品販売等収入等であり 2,083 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2 坂の上の雲ミュージアム企画展示事業の支出事務について

坂の上の雲ミュージアム企画展示事業は、様々な視点から、坂の上の雲ミュージアムで毎年新たなテーマを設けて開催する企画展の企画・計画策定・展示設計・制作を実施するもので、令和 6 年 2 月から開催の第 17 回企画展に関する事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

坂の上の雲ミュージアム企画展示事業の執行額は、22,426 千円となっている。これらのうち印刷製本費 1 件 1,044 千円、委託料 5 件 16,455 千円、使用料及び賃借料 2 件 363 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

3 郵券等の管理状況について

郵券等の管理状況について受払簿と在庫数等を調査したところ、適正に管理されていた。

文化・ことば課

1 文化振興事業の支出事務について

文化振興事業は、松山市文化協会等に対し補助金による支援等を行うなど、松山市文化芸術振興計画の将来ビジョン「市民全員が“まつやま文化人”」の実現に向けた具体策の実施を目的とする事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

文化振興事業の執行額は、37,102 千円となっている。これらのうち報償費 1 件 33 千円、普通旅費 5 件 781 千円、消耗品費 30 件 142 千円、印刷製本費 1 件 94 千円、負担金 1 件 13,000 千円、補助金 16 件 20,296 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2 備品の管理状況について

備品の管理状況について抽出調査したところ、適正に管理されていた。

3 郵券等の管理状況について

郵券等の管理状況について受払簿と在庫数等を調査したところ、適正に管理されていた。

スポーツイングシティ推進課

1 収入事務について

(1) 文化振興使用料

文化振興使用料は、北条ふるさと館施設使用料等であり 2,681 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

(2) 市民会館使用料

市民会館使用料は、松山市民会館及び松山市北条市民会館の使用料であり 74,069 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・使用料の納入時期について

松山市民会館使用料の納入時期は、松山市民会館条例等により、前納することとされているが、施設等使用後に口座振込で納付されているものが見受けられた。条例等に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。

(3) 総合コミュニティセンター使用料

総合コミュニティセンター使用料は、体育館・温水プール等の使用料であり 163,222 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・使用料の納入時期について

松山市総合コミュニティセンター使用料の納入時期は、松山市総合コミュニティセンター条例等により、前納することとされているが、施設等使用後に口座振込で納付されているものが見受けられた。条例等に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。

(4) 野外活動センター使用料

野外活動センター使用料は、野外活動センタースクールゾーン等の使用料であり 32,022 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・使用料の納入時期について

松山市野外活動センター使用料の納入時期は、松山市野外活動センター条例等により、前納することとされているが、施設等使用後に口座振込で納付されているものが見受けられた。条例等に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。

【要望事項】

・使用許可申請書の取り扱いについて

松山市野外活動センターで、使用日に追加で施設の器具等を利用する場合、新たに使用許可を受けることとなっているが、追加の使用許可申請書に当初の申請項目まで記載されており、使用許可項目が重複する状況が見受けられた。申請書の使用許可項目が重複された理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務処理に努められたい。

(5) 体育施設使用料

体育施設使用料は、北条スポーツセンター等の使用料であり 30,221 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

(6) 中央公園管理使用料

中央公園管理使用料は、中央公園の野球場、屋内運動場、プール等の使用料であり 145,075 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・使用料の納入時期について

松山中央公園体育施設使用料の納入時期は、松山中央公園体育施設条例施行規則等により、前納することとされているが、施設等使用後に口座振込で納付されているものが見受けられた。規則等に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。

(7) 文化振興費雑入

文化振興費雑入は、北条ふるさと館の自動販売機販売手数料及び電気使用料等であり 569 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・松山市北条ふるさと館喫茶室の電気使用料の算定について

松山市北条ふるさと館内にある喫茶室の電気使用料については、松山市北条ふるさと館喫茶室運営要領において、運営者がその都度実費を納入することが定められているが、施設全体の電気量と比べて、喫茶室の実費相当額に合わない電気使用料が算定されている状況が見受けられた。実費相当額が算定されていなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。

(8) 総合コミュニティセンター費雑入

総合コミュニティセンター費雑入は、自動販売機の売上手数料及び電気使用料等であり 6,389 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

(9) 中央公園管理費雑入

中央公園管理費雑入は、自動販売機の電気使用料等であり 4,393 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2 スポーティングシティまつやま推進事業の支出事務について

スポーティングシティまつやま推進事業は、プロスポーツの支援とスポーツ大会や合宿の誘致促進を一体的に展開し、競技力の向上やスポーツを「する」「みる」「支える」機会の提供、スポーツを切り口とした交流人口の拡大と市民の健康増進など、スポーツを通じた地域の活性化に取り組む事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

スポーティングシティまつやま推進事業の執行額は、53,340 千円となっている。これらのうち報償費 3 件 535 千円、普通旅費 4 件 946 千円、消耗品費 3 件 888 千円、広告料 3 件 3,622 千円、委託料 3 件 2,583 千円、負担金 1 件 26,335 千円、補助金 3 件 1,550 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

- ・助成金交付要綱の適正な整備について

松山市スポーツ大会・合宿等開催助成金制度は、交付要綱別表に助成金の額及び限度額が規定されているが、要綱が実際の助成内容と一部異なる状況が見受けられた。要綱の改正が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。

3 備品の管理状況について

備品の管理状況について抽出調査したところ、適正に管理されていた。

環境モデル都市推進課

1 収入事務について

(1) 環境政策費雑入

環境政策費雑入は、まつやま Re・再来館リサイクル家具販売収入等であり 2,621 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2 ゼロカーボンシティ松山推進事業の支出事務について

ゼロカーボンシティ松山推進事業は、2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、太陽光発電システムや電気自動車購入等への補助を行うことにより、「民生部門」（住宅・オフィス等）や「運輸部門」の温室効果ガス排出量の削減を進めるとともに、行動科学の知見であるナッジ等を活用し、脱炭素ライフスタイルへの変革を促すことを目的とする事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

ゼロカーボンシティ松山推進事業の執行額は、163,824 千円となっている。報償費 2 件 25 千円、光熱水費 20 件 1,083 千円、委託料 3 件 6,339 千円、補助金 22 件 9,635 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

3 備品の管理状況について

備品の管理状況について抽出調査したところ、適正に管理されていた。

環境指導課

1 収入事務について

(1) 環境保全手数料

環境保全手数料は、浄化槽保守点検業者登録手数料であり 329 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

(2) 土地建物貸付料

土地建物貸付料は、普通財産の土地建物貸付料であり 199 千円となっている。この収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

2 し尿収集管理事業の支出事務について

し尿収集管理事業は、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理や生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

し尿収集管理事業の執行額は、74,397 千円となっている。これらのうち印刷製本費 1 件 152 千円、委託料 3 件 39,351 千円、補助金 2 件 23,131 千円、扶助費 1 件 40 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

廃棄物対策課

1 収入事務について

(1) 廃棄物対策手数料

廃棄物対策手数料は、一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料であり 5,523 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

(2) 廃棄物対策費雑入

廃棄物対策費雑入は、行政代執行に係る原因者負担金等であり 87 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

2 廃棄物適正処理事業の支出事務について

廃棄物適正処理事業は、廃棄物処理業者等の指導・監督を行うとともに、パトロールの実施や監視カメラの設置等による不法投棄対策に努めるほか、法で定められた期限内でのPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理について保管等を行っている事業所に周知・啓発するなど、廃棄物の適正処理の確保を目的とする事業である。

（１）歳出予算の執行状況

廃棄物適正処理事業の執行額は、47,187 千円となっている。これらのうち普通旅費 8 件 382 千円、手数料 1 件 510 千円、保険料 2 件 85 千円、委託料 4 件 8,699 千円、使用料及び賃借料 4 件 2,220 千円、工事請負費 1 件 178 千円、備品購入費 6 件 3,694 千円、負担金 5 件 236 千円、補助金 1 件 3 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

3 備品の管理状況について

備品の管理状況について抽出調査したところ、適正に管理されていた。

4 郵券等の管理状況について

郵券等の管理状況について受払簿と在庫数等を調査したところ、適正に管理されていた。

清 掃 課

1 収入事務について

（１）塵芥収集費雑入

塵芥収集費雑入は、金属類売却収入等であり 152,847 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

- ・自動販売機電気料金の年度区分誤りについて

清涼飲料水自動販売機の電気料金について、令和 5 年 1 月から 3 月分として 4 月に請求したものを令和 4 年度の収入としており、地方自治法施行令第 142 条により規定されている歳入の所属年度区分と異なる状況が見受けられた。

法令等に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。

2 直営収集基地管理事業の支出事務について

直営収集基地管理事業は、家庭ごみを収集する直営収集基地の収集作業・収集機材・施設の維持管理を行うことにより、効率的な運営及び収集技術の向上を図る事業である。

（１）歳出予算の執行状況

直営収集基地管理事業の執行額は、162,558 千円となっている。これらのうち消耗品費 36 件 4,991 千円、手数料 6 件 41 千円、委託料 5 件 10,856 千円、使用料及び賃借料 2 件 3,247 千円、工事請負費 5 件 17,347 千円、備品購入費 5 件 19,962 千円、負担金 2 件 168 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

清掃施設課

1 収入事務について

(1) 塵芥処理手数料

塵芥処理手数料は、家庭系・事業系一般廃棄物及び犬・猫等死体の処分手数料であり 566,921 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

(2) 塵芥処理費雑入

塵芥処理費雑入は、他市町から発生する可燃ごみ処分業務委託料等であり 692,400 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

(3) し尿処理費雑入

し尿処理費雑入は、興居島泊公衆便所の上水道使用料金であり 7 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

2 横谷埋立センター運営管理事業の支出事務について

横谷埋立センター運営管理事業は、松山市一般廃棄物処理基本計画に基づき、家庭から排出される一般廃棄物のうち埋立ごみに分類されるもののほか、クリーンセンターで発生した焼却灰などの最終処分を行う横谷埋立センター等の運営及び維持管理を行う事業である。

(1) 歳出予算の執行状況

横谷埋立センター運営管理事業の執行額は、506,395 千円となっている。これらのうち消耗品費 40 件 66,228 千円、燃料費 44 件 1,546 千円、修繕料 5 件 2,237 千円、委託料 5 件 312,919 千円、使用料及び賃借料 1 件 227 千円、工事請負費 5 件 38,977 千円、備品購入費 5 件 8,063 千円の支出事務について支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

3 薬品の管理状況について

薬品の管理状況について調査したところ、適正に管理されていた。